

第4期札幌市子どもの権利委員会 第6回委員会

会 議 録

日 時：平成30年5月11日（金）午後5時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2・3号会議室

1. 開 会

○千葉委員長 定刻となりましたので、ただいまから第6回札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。

この4月から子どもの権利推進課長に着任いたしました辻岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員から欠席される旨の連絡を受けております。

なお、事務局につきまして、新年度の人事異動等により交代しました職員について紹介させていただきます。

まず、子どもの権利救済委員につきましては、杉浦救済委員が再任されまして、互選により代表救済委員に就任されております。

また、退任した吉川救済委員の後任といたしまして原救済委員が就任されております。

続きまして、子ども未来局についてですけれども、私、辻岡が子どもの権利推進課長と子どもの権利救済事務局次長を兼務する形で着任しております。改めまして、よろしくようお願いいたします。

また、先の3月に策定しました札幌市子どもの貧困対策計画について、これまで皆様からご意見等をいただいていたところがございますけれども、4月から新たに子どもの貧困対策を所管いたします部署として設置されました子どものくらし支援担当課の小野寺子どものくらし支援担当課長でございます。

また、教育委員会から、三戸部児童生徒担当課長でございます。

続きまして、本日の資料の確認でございますけれども、まず、次第と、資料といたしまして、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成29年度取組状況報告書（案）を置かせていただいております。お手元でございますでしょうか。

私からは以上でございます。

よろしくようお願いいたします。

2. 議 事

○千葉委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題でありますけれども、ご案内にありますように、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成29年度取組状況の報告についてであります。

これから、この議題について話し合っていくわけでありまして、その前に事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

今回は、平成29年度の取組状況に関する報告ということで、平成27年度から平成31年度を計画期間として策定されております「第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画」に基づく3年度目の取組状況の報告となります。

それでは、報告書の1枚目をおめくりください。

目次の冒頭に、第2次推進計画の基本理念を掲載しております。子どもの権利に関する様々な施策は、この推進計画に定める基本目標等に基づきまして、子ども未来局や教育委員会が中心となって関係部局との連携により進めさせていただいております。

それでは、平成29年度の取組の概要を報告書の1ページから3ページに基づきまして説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

一つ目の丸の「子どもの権利の理解・参加の促進などの取組」についてでございますけれども、平成29年度は子どもの貧困対策の取組として、子どもの権利条例の趣旨も踏まえて、「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定いたしました。

「主な子どもの意見表明・参加の促進の取組」としまして、「子ども議会」や「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」など、市政に子どもの意見を反映する取組を実施しております。

また、奈井江町と札幌市東区の子どもたちが、苗穂駅周辺地区の再開発によって、まちが生まれ変わっていく東区を舞台にいたしまして、まちづくりに関する意見交換及び提言を行う「他都市子ども交流事業」も実施いたしました。交流事業に参加した札幌の子どもたちには、後日、「子どもレポーター」として記事の取材・編集をしてもらいまして、全小・中学校に配布している「子ども通信」に載せて発信するなど、子どもの意見表明・参加を一層進めるための取組を実施しているところであります。

このほか、「主な理解促進・意識向上の取組」としまして、子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報など、若い親世代への普及啓発を実施したほか、小学4年生、中学1年生全員には学校の授業でも活用できるパンフレットを配布いたしました。

また、「さっぽろ子どもの権利の日」事業といたしまして、子どもの権利をテーマとしたポスター作品を子どもたちから募集しましてポスター展を開催するなど、子どもたちの理解や意識の向上を図りました。

続いて、二つ目の丸の「推進計画の成果指標に関する状況の推移」でございます。

これらの数値は、計画策定の際に実施しております実態意識調査とは別に、経年の推移を見るため、札幌市が毎年実施している市民意識調査や、事業参加者へのアンケート調査により得ている参考値ではありますが、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」が経年変化として上昇傾向にある一方、「子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」と「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は前年より下がっております。

これらを踏まえまして一番下のまとめの欄になりますけれども、平成29年度は、子ど

もの権利の理念の普及・啓発のため、子どもが記事を編集し、発信する「子どもレポーター」の取組や子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報をはじめ、教育委員会や学校とも連携しながら、効果的な広報に努めて取組を推進いたしました。

成果指標に関して、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」が下がっている状況から、いじめ・虐待対応や子どもの貧困対策などを総合的に推進して、子どもの権利侵害からの救済の取組を充実・強化していく必要があると考えております。

今後は、子どもの意見表明や参加の取組をより一層進めるとともに、児童福祉や子育て支援をはじめとする様々な子ども・子育て関連施策を、子どもの権利の理念に基づきまして、効果的・効率的に推進してまいります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターの取組でございますけれども、こちらにつきましては、この後、本日、ご出席をいただいております杉浦代表救済委員にご説明をいただきます。

それでは、先に、3ページに進みたいと思います。

子どもの権利に関する教育委員会の取組でございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校において一層図られるよう、教職員向けの研修や人権教育推進事業を実施しております。

内容としましては、子どもの権利を大切にした教育の推進や指導のあり方をはじめ、いじめや不登校への対応、また、ピアサポートに関する講義などを行っており、教職員研修につきましては、子ども未来局の職員も講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局の連携を進めているところでございます。

概要としては以上でございますけれども、具体的な取組内容等について、4ページ以降に第2次推進計画の体系に沿って掲載しております。それを全て説明すると時間が足りなくなりますので、その中で2点ほど個別に説明させていただきたいと思います。

少しページが飛びますが、10ページをご覧ください。

基本目標2、「子どもの意見表明・参加の促進」に関しまして、下段③の「市政における子どもの意見表明の機会の促進」でございます。

こちらは、子どもの権利条例第24条で、札幌市、子どもが育ち学ぶ施設の設置管理者及び市民は、市政や施設の行事、地域の活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとされており、これまでこうした子どもの参加の取組件数も増えてきているところでございます。その中には、札幌市における昨年度の特徴的な取組としまして、オリンピック・パラリンピック招致に向けて、高校生を含む学生を対象といたしましたアイデアコンテストを実施するというものや、次のページの上から3段目の欄にございますけれども、「円山動物園ポスト基本構想」の策定にあたり、子どもの意見を直接聞き取るためのワークショップを開催するという取組などがございます。

今後も、引き続き、様々な形で子どもの意見表明や参加の取組を検討・実施してまいり

たいと考えております。

続いて、また少しページが飛びまして、14ページをご覧ください。

こちらは基本目標3の「子どもを受け止め、育む環境づくり」に関しての中段②の「子どもの貧困対策の取組」でございます。

取組の概要でも触れましたが、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指しまして、今年度から5年間を計画期間とする「札幌市子どもの貧困計画」を策定いたしました。

この計画では、権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4つの権利の趣旨を踏まえて取組を進めていくこととしております。

私からの説明は以上になりますけれども、今回の内容につきましては、本日、ご意見をいただいた後、市長への説明を経まして、最終的には5月29日に札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

それでは、先ほど触れました子どもアシストセンターの取組状況といたしまして、恐縮ですが、2ページに戻っていただきまして、杉浦代表救済委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（杉浦代表子どもの権利救済委員） 代表子どもの権利救済委員の杉浦でございます。

子どもアシストセンターの取組につきまして、資料、平成29年度取組状況報告書の2ページにてご説明いたします。

当センターでは、子どもに関することであれば、いかなる相談も受け、子どもの権利侵害を認めれば実際の救済までを行い、子どもたちが生き生きと暮らせるようにするという姿勢で活動しています。

そして、行政から独立した第三者機関として、相談や救済の申立ての中で、必要であれば「調整」として関係機関に働きかけを行っています。

平成29年度の相談実績につきましては、実件数、すなわち相談者数が943件で、前年度に比べて13.2%増加しています。延べ件数、すなわち総相談件数は3,299件で、前年度と比べて6.2%減少となっています。

相談方法としては、電話、Eメール、面談が主ですが、昨今、LINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにとって身近なコミュニケーションの手段として浸透してきている状況が見られることから、今後、より多くの子どもたちの声をくみ取るための相談手段としての有効性について、調査研究を進めているところでございます。

平成29年度の調整活動の状況につきましては、実件数で18件について実施しております。そのうち13件は、小・中学校を調整先としています。

内容については、いじめや友人とのトラブル、教師とのトラブル、不登校など、様々な

ものがありますが、責任の追及ではなくて、当事者同士の前向きな対話によって子どもの置かれた状況が改善に向かうようにつなぐための活動を行います。

また、昨年度に救済の申立てがなされた事案はありませんでした。

以上の活動実績につきましては、資料17ページ以降において、かなり詳しい数値などを掲載しております。

一方、身近な相談機関としてアシストセンターを知っていただくために、様々な広報活動を行っております。

4ページをご覧ください。

この4ページの表にありますように、学校を通じた児童生徒の皆さんへのカードやチラシの配布、スタッフによる出前講座の実施のほか、昨年3月には大人用のカードを作成し、ドラッグストアやコンビニエンスストアの市内店舗、また、区役所等の公共機関や民生委員児童委員の皆さんに配布いたしました。今後も、効果的な広報活動を継続的に行ってまいります。

私からの説明は以上です。

○千葉委員長 お二方から、説明をどうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めまして、ご意見がある方はどうぞお願いいたします。

なお、この議題につきましては、大体18時40分を目処に話し合っていきたいと思います。今日の議題はこれ一つでありますから、これにたっぷり時間をとって話をしていきたいと思っておりますので、皆さんが積極的に議論に参加して話をさせていただくことを強く希望いたします。

それでは、ご自由にどうぞ。

○F委員 1ページのところで質問です。

以前も申し上げたことがあると思いますが、第2次子どもの権利推進計画の成果指標に関することで、自分のことが好きだとか、子どもの権利が守られているかという設問の回答結果を成果指標とするのは牽強付会というのか、乱暴な理屈ではないかと私は思っています。こういう統計をとることで、何か実効性のある取組を工夫できるとも、適切な行政評価ができると思えないのですが、事務局としてはそのあたりをどうお考えなのか、ご説明をお願いします。

○千葉委員長 ただいまの質問に対して事務局から何か説明をお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） この指標に関しては、様々なご意見があるかと思えます。特に事業参加者等へのアンケート結果に基づく部分で、今回の数値としてはあくまでも参考値という位置づけになっておりまして、この数値が増えていった、あるいは、減っていったということで、一概に取組が成功した、失敗したということにはなっていないのではないかなと考えているところでございます。

○千葉委員長 今、事務局から説明を受けたわけですけれども、F委員、それに対して何

かありますか。

○F委員 調査を実施するにはそれなりの費用も労力もかかっているわけで、その原資は税金ですから、単なる参考値というだけで終わってしまうのではなくて、もう少し効果的に政策を推進していくためには、今の政策のどこを工夫したらいいのかが探索できるような設問にしてはどうかと思います。

まとめのところを見ていると、こういってはなんですが、毎回、同じような文句だなと私はずっと思っていて、その調査結果を踏まえた具体的課題等が何ら見出せないのであれば、一体何のための調査なのかと勝手に思っています。これは意見として申し上げるのですが、とらうとするデータで何が言えて、どう活用し得るのか、もう少し事前によく精査した上で調査設計をするとよいと思います。

○千葉委員長 最後に意見という形で出てまいりましたけれども、それについて、事務局で何かありますか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

我々は、今後とも子どもの権利の推進に関する取組をしていく中で、今、F委員からお話があった実効性のある取組にしていけるようなデータをとることも十分検討していきながら、引き続き、事業を進めていきたいと思っています。

○千葉委員長 今のF委員の意見について、委員の皆さん方で何か考えていることはありますか。もしありましたら出してみたいかと思いますが。

おそらく、今のF委員の意見は、今後、この委員会として取り組んでいく必要性も出てくるのではないかと考えられます。この委員会の中で話し合っ、何かいいものを見つけていくというのも一つのやり方ではないかと思っています。つまり、事務局だけに何かないかと言うだけでは足りないと思うのですが、いかがでしょうか。

次期以降の委員会の皆さんに引き継ぐ形になってしまうかと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかに何かございましたらお願いします。

○G委員 8ページを見ていただきたいと思っています。

イのいじめの防止と子どもの権利ということで、米里小学校の公開授業を見てまいりました。

4年生の授業を見せていただいたのですが、世界のごみ処理の仕方で、まず、学校に行けない東南アジアの子は、ごみ処理場から金品になるようなものを実際に集めて、それを生活の糧にしているという切り口から始まりました。札幌市の子どもにそういうような経験はないですが、人権というのはどういうふうなことかということで、大変わかりやすく見せていただきました。それで、4年生だったのですけれども、大変しっかりした受け答えで、担任の先生もそうですが、全員が意見を述べておりまして、しっかりしているなと思いました。

それから、子どもの権利というのは、言葉もそうですし、学校内部でも非常に浸透してきたというのが私の感想です。

○千葉委員長 今のG委員の意見によりますと、学校の中に子どもの権利というものが結構浸透してきているのではないかということだったと思いますけれども、その点について、小学校あるいは中学校を把握しておられるお二人の委員の方、いかがでしょうか。

H委員、小学校についてはいかがでしょうか。

○H委員 小学校は、先ほどお話がありましたけれども、3ページにありますように、子どもの権利に関する教育委員会の取組ということで、管理職、中堅の教員、初任段階などの研修や、教育センターの専門研修で、私も幾つか受けたことがあります。今、実際に教育委員会と各学校、校長会なども連携して進めてきておりますので、この子どもの権利に関する教育自体は教員の中ではかなり浸透してきていると思います。

○千葉委員長 橋本副委員長、お願いします。

○橋本副委員長 中学校も、全く同じでございます。

○千葉委員長 実際に現場におられる先生方も、かなり浸透してきていると強く感じていることがここで示されたかと思います。

それらを聞いて、教育委員会の方も何か話をしたいと思っておられるのではないかと思います。三戸部課長、お願いいたします。

○事務局（三戸部児童生徒担当課長） どうもありがとうございます。

G委員から小学校の授業についてお褒めの言葉をいただいて、大変うれしく思っております。

道徳の授業を中心に、こういった子どもの権利に関わる授業が取り組まれているわけですが、それがとかくいじめの問題といったターゲットだけではなくて、今回このようなほかの国など幅広いところから子どもたちの権利について、それも発達の段階がそれぞれ違いますので、そこに合わせた授業実践をしていくことで、他の小学校あるいは中学校にも啓発していくという取組を教育委員会として一つ考えているところです。

もう一つは、先ほどH委員からお話がありました教える側といいますか、教員側の研修の充実も考えているところであります。

実は、私は、今年度着任しまして、昨年度までは小学校の教頭職でありまして、この研修を実際に受けさせていただいている立場でした。その中でも、いろいろな方面の講師の方の講演を聞くことで、子どもの権利に関する見識を広げることについては、教職員にとっても大変大事な部分かと思えます。

最後に、こういったパンフレットを教育委員会が編集協力いたしまして、各学校にそれぞれ配られておりますので、これからまたさらに授業実践に生かしていければと考えております。

○千葉委員長 今、教える側の皆さんからお話をさせていただいたのですけれども、子どもの権利が学校に浸透しているかどうかについて、教えられる側の高校生委員の方も何か感

想があるのではないかと思うのですが、I委員、いかがでしょうか。

○I委員 私は、最初、子どもの権利がどういうものか、全然わかっていなかったのですが、学校の授業で使った子どもの権利の冊子でどのようなものか知りました。それで子どもの権利に関心を持つようになって、市役所で子どもの意見としてこうやって言わせてもらっているのですが、学校で配られていなかったら、多分、今ここにもいないと思うので、広報活動として取り組んでいるのはすごくいいと思います。

○千葉委員長 教育委員会の方が聞いたらすごく喜びそうな感想が示されました。

J委員はいかがですか。

○J委員 私も、小学校のときに子ども議会というものに参加して、こういう活動があることを初めて知りました。学校に広報していると、そういう活動に関われるので、そこで、子どもの権利はこういうものなのだなと思いました。

○千葉委員長 それぞれの委員の意見を聞いていると、委員会に属している私としては、とてもうれしくなってきます。文字どおりそれを受け取っていいですよ。

そのあたりについて、F委員、いかがですか。

○F委員 私も、G委員のおっしゃった米里小学校だけではなくて、学校への出前講座にしても、人権フォーラムにしても、実践的な内容が結構多いですし、性的少数者やアイヌ民族の問題など、今日的な話題なども取り上げられていて、人権教育としてすごくふさわしい内容だなと感じております。

それで、けちをつけるようで申しわけないのですけれども、1点だけ気になったことがありました。

細かいところで申しわけないですが、8ページの米里小学校の欄に「いのちを伝える出前授業」というのがあるのですけれども、3・4行目に、「母親のお腹にいる時に『声をかけられなかった赤ちゃんは生きることをあきらめ、死産になった』」とあります。これは何か科学的な裏づけがあるわけでもなく、偏見ではないかと思うのです。

私も、先月、5人目の子どもを出産していて、今回も、今までも、自分と近い時期に出産を控えていた方が切迫早産で何か月も入院した末に、もう点滴につながっていて死産になってしまったとか、産まれたその次の日に赤ちゃんを亡くしてしまった親御さんがいらっしゃいました。例えば、そういう方がこの場にいたら一体どういう心情になるのだろうかと思うのです。私は、子どもに権利教育というものを推進していくに当たっては、大人の側の人権意識の向上というものも欠かせないと思っていて、教育に携わる立場の側がこういうことだと、結局、権利教育もどこか建前だけで空疎なものになってしまうのではないかと感じてしまいます。内容等については、やはり偏見や差別の表現が含まれないかよくチェックすることをお勧めします。

○千葉委員長 今のような意見も非常に大事なことから、この委員会としてはできるだけそういったものも共有していきたいと思っております。

それでは、ほかにご意見等がありましたらお願いいたします。

先ほど、一つは取組状況報告書、もう一つは杉浦代表救済委員からアシストセンター関係の話について報告していただいたわけでありまして。それを聞いて、どんな考え方、あるいは、感想、意見を持ったか、披露して下さっても結構です。何かございませんでしょうか、自由に話してください。

それでは、そろそろ問題提起もしていただけると思われるK委員からよろしく願いいたします。

○K委員 柏葉荘のKでございます。

問題提起というか、学校の先生がこんなに研修を受けられていますが、柏葉荘も同じような悩みを持っているのです。例えば、不登校で入所してくる子どもたちもいるので、こういう講習を先生方と一緒に受けることはできないだろうかと思ったりもしました。入所してきた時点で、ほぼ半年とか1年の不登校になっていますので、軟着陸をさせるために特別支援学級に入れからの通常級という方法をとらせていただいたりして、今日もその手続をしてきたのです。

先生方が不登校の講習を受けられているところで、児童養護施設にも同じようにお声がけしていただければ、私たちも先生方と手を携えて、もっとよりよいスタートが切れるのではないかと児童養護施設側としては思いました。私たちの施設の校区の学校には本当にご協力をいただいておりますが、いつもゼロからスタートするので、そうではなくて、先生方の取組と柏葉荘の取組がちぐはぐにならないように、先生方もこういうふうに勉強されているところからスタートできたらいいなと思いました。案内はなかなか来ないものだと思うのですが、お声がけいただければ管理職あたりは行くのではないかと思います。

あとは、おっしゃっていた子どもアシストセンターの統計とかを見ても、やはり多いのだなという実感です。

それから、私には、この調整活動の状況というのがよく見えないのですが、これは学校に登校できるようになったとか、いじめがなく子どもがスムーズに戻ったということで調整できたという理解でいいですか、調整がうまくいきましたという事例ですか。

○千葉委員長 これは質問ですね。

○K委員 はい。

○千葉委員長 では、杉浦代表救済委員、どうぞ。

○事務局（杉浦代表子どもの権利救済委員） 中には、残念ながらという場合もございますが、うまくいく場合が多いです。

○K委員 残念ながらの方はどちらに行くのですか。

○事務局（杉浦代表子どもの権利救済委員） なかなかクラスの中に入るところまではいかず別室に登校するとか、相談指導学級のほうに通えるようになったというような例もございます。

○千葉委員長 今、K委員は、調整活動の問題以外にも何かいろいろと尋ねられていたか

と思うのです。事務局としてそれに関連するのは教育委員会でしょうか。

○事務局（三戸部児童生徒担当課長） 一緒に研修に参加できればというお話だったかと思いますが、大変ありがたくご意見を頂戴したいと思います。

これをご覧のとおり、教員研修は、新採用の段階、あるいは5年目、10年目、そして管理職の研修など、その時々々の段階によって必要な研修を催しているところです。これは児童生徒担当課管轄ではなくて研修担当課でいろいろな調整をしておりますが、どんな研修を受けているか、興味をお持ちだということは、お預かりしまして担当課にお伝えすることを考えております。特に柏葉荘は、学校ととても密に連携をとっていただいていると私もお聞きしているところです。学校現場や関係機関、柏葉荘のような施設とも密に連携をとっていくことは大事なことで私どもも認識しておりますので、お預かりさせていただきたいというふうに考えております。

○千葉委員長 今の点はそれでよろしいですか。

その後、言いかけたことがありますが、ほかにございますか。

○K委員 子どもの権利が子どもにとっても浸透していると思うところは、一時保護で預かった子どもたちが、僕たち、預かってもらってもいいよねというか、当然だよねという言い方をしました。それはどうしてと聞いたときに、権利があるからと言ったのです。それは正しいよという話をしたのと、学校に行っていないと聞いていた割にそこは頭に入っているのだなと思って、偉いね、そこは覚えておいたほうがいいよと話したことがあったのです。

子どもたちは、自分を守るために、よしにつけ、あしきにつけ、自分にとって有利だな、都合がいいなと思うことはちゃんと頭に残っているので、やはりこの教育はとても必要で、もっと浸透していくと子どもたちが守られるのかなと感じています。貧困の子たちにもだんだん浸透していっているのです、頑張って浸透させたいと私も思いますし、ぜひご協力をお願いしたいところです。

○千葉委員長 少し展望が見えてきた感じですね。

それでは、それに続いて何か話をされようとしていたG委員、どうぞ。

○G委員 今の件で、ちょうど不登校の生徒の話が出ましたので、16ページを見ていただきたいと思います。

不登校に対する取組というところで、私は、現在、中学校で相談支援パートナーをさせていただいているのですが、不登校の生徒に対して別室で個別に学習、生活等の支援を行っております。今日も、ちょうど活動日だったのですが、隣の部屋にスクールカウンセラーがいて、やはり今言われたように全く学校に来られない子ということで、ミーティングをしたのです。私も、学校の要請に応じて、時間のある限り、そういう家庭を訪問するようにしているのですが、なかなかドアをあけてくれないとか居留守の家庭が非常に多いです。親の意識として、学校へ行かないことを黙認されている保護者も現実にはおります。

学校としても安否確認がありますので、あるとき、学校が忙しかったため、かわりに私が行きまして、電気がつくぐらいまでその家で待っていました。その前に、ある方から、いるか、いないかは、ガスのメーターと電気のメーターを見ればわかりますよと聞いたことがありまして、ガスのメーターはとめられていましたが、電気のメーターは確かに回っており、人の気配はするので、そういう報告をしたことがあります。子どもの権利ですけれども、やはり親の意識も必要だなと実感しております。

○千葉委員長 今、気になる表現が出てきたのですけれども、子どもの権利ばかりではなくて親の権利ということもかなり大事になってきているのではないかと、それをちゃんと守るということを言おうとしていたのではないかと思います。全体の人権意識に話を持っていきたいという気持ちがG委員から感じとれたのですけれども、そうですか。

○G委員 私は、家庭訪問をしたときに、やはり全く無関心な親がいることを目の当たりにして、そういうような実感を持ったわけです。その子どもが学校に行かないことによって、学ぶ機会がなくて、将来、社会に出た場合に、これを知っていれば生きる力があつたのだけれども、それを知らないがばかりに大変な損失を受けている実態も見てきたものですから、子どもアシストセンターの情報も何とかお知らせしたいなと思って、頼まれたときに担任の先生にそういう書類を入れていただいて届けるようにしております。

以上です。

○千葉委員長 話がどんどん進んでいきそうなので、この辺で押さえたいと思いますけれども、おそらく今のG委員の話からすると、子どもの権利を実現していくためには、子どもアシストセンターもすごく大事な役割を持っているということをお話しているのではないかと思います。そのあたりは、多分、今後の課題になっていくのだろうと思います。つまり、子どもの権利条例というのは、我々が属している権利委員会と、もう一方にあるアシストセンター、この両輪がうまく回ることによって意味のある条例になっていくのだろうと私は思っているのですが、その点はまだあまり話し合ってきていませんから、今後、必要になってくるのではないかと考えています。私の感想めいたことを一つ言わせていただきましたけれども、多分そうなるだろうなと思います。

それで、L委員、今までの話を聞いていて何か思うようなことがあるのではないかとと思うので、話をしてみてください。

○L委員 本当に今までの話を聞いていて、高校生委員の方の子ども権利ってこういうものだなというのは、ここにいらっしゃるからそういう意識が高いのだとは思いますが、その感覚がとても大事だと思います。今集まっている意味は、今の子どもたちの救済と、将来、大人になる子どもたちに権利というものは自分のものだということをしつかりと身につけて大人になってほしいということなのです。そういう意味では、いろいろな活動が一人一人に浸透していくことが一番大事なことかなと思っています。

この取組の状況を拝見すると、いろいろなパンフレットが配られていて、配布という書かれ方と参加者への配布というものがありますが、この配布というときにどんなふうに配

布されているのかが気になるところです。今日は、このパンフレットを配りますというふうに配布されているのか、何か一言を加えられて配布されているのか。何か一言を加えられるかどうかは、先ほど出てきた研修をいろいろと受けられた先生方が研修の結果としてそこに一言加えられるといいのではないかと、つながってほしいなと思っております。すばらしい研修をこんなにたくさんされているということで、アウトカムというか、目標で、配布のときに自分の言葉で大人も語る、それを子どもが受け取って大人になるというふうに循環してほしいなと思っております。

○千葉委員長 子どもの権利というものがどんどん深く広く浸透していることの大事さを言っていたのではないかと思います。

今日発言されておられない委員の方にそろそろお願いしてみようかと思います。

M委員、今までのお話を聞いてでもいいですし、自分が子どもの権利について思っていることでもいいですから、何か話をしてみてください。

○M委員 今までの話を聞かせていただいて、非常に勉強になりました。

子どもの人権教育は大事だと思うのですが、その際には子どもも大人と基本的には同じ人権共有主体だということとプラスして、やはりほかの人も同じ人権を持つのだ、自分だけではなくて友達や親も同じような人権を持つということを通じて公共心も同時に教育していただければいいなと私自身は思っております。

それから、もう一つ、先ほど成果指標のお話があって、委員がご指摘のことはごもっともだと思うのですが、ただ、やはり自分のことを嫌いよりは好きなほうがいいのかな、子どもの権利が守られていると思わない人が多いよりも思う人が多いほうがいいのかということ、漠然とした指標ではありますが、これ自体に全然意味がないというわけではないと私は思っています。

以上、2点になります。

○千葉委員長 今のM委員の話を聞いて、事務局は自信を持ったのではないかと思います。

それでは、時間がありますから、子どもの権利について、さらに意見を出していただいても結構ですし、先ほど事務局から説明がありました二つの件についていろいろと意見を出してもらっても結構です。また、自由に話をしてみてください。

○F委員 先ほどの自分のことが好きだと思う設問がどうかということに対する意見ですが、私は、行政側が子どもの内面にまで一々踏み込んで注文をつけるのは危うい発想だと思っているのです。子どもというのは、割と大人の顔色をうかがって、期待に沿えるようにと模範解答をしますから、これも自分のことが好きだと答えるのが模範解答だと知っています。私の子どもがこの質問に回答しているのですけれども、そのときは質問の意味がわからないから適当に答えたと言っていたと思います。そういう子どももいますし、自分のことが好きだというのは自意識過剰みたいで格好悪いというので、いいえに丸をつける子どももいます。ですから、私はあまり意味のない質問ではないかと思います。

それよりも問題だと思うのは、自分のことが好きだというのが大切だとか、ちょっと前

に自己肯定感とか自尊心という言葉がはやったのです。そういうことを子どもに価値観の押しつけみたいにしてしまうと、逆に、子どもが辛い本音をなかなか打ち明けられずに追い込まれてしまうのではないかと思っているのです。そのことを意見として申し上げたいと思いました。

○千葉委員長 M委員とF委員の論争になるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、出された問題も含めて指標に関してはさらに今後きちんと詰めていく必要性があると思います。その点は、今日ここでさらに話し合いをするというのではなくて、次期の委員会でさらに話を進めていって、そして、何らかの方向性が出てくるとすごくいいのではないかと私は思っています。

そういったことから、今日はその点以外にも報告がなされた点について、話をしていきたいと思いますので、皆さん、質問、ご意見がありましたら2回目、3回目と自分の考え方をどんどん出していただきたいと思います。

どうぞ、さらに自由に発言してください。

○K委員 さっき、G委員から親の権利というお話があったのですが、昨今、柏葉荘へのメールに親御さんからの無記名の相談が入ってくるようになりました。小さい子どもがいるのだけれども、土・日の幼稚園がやっていないときの子育てが非常に苦痛とか、土曜日の保育園が終わった後から日曜日に休まる暇がないというメールが入ってくる人が多いのですが、必ず無料でと書かれているのです。つまり、無料で子どもを預けて利用できることはありませんかというご相談が多いのです。

おそらく、今、認定こども園などは利用によって1号、2号、3号と分かれているかと思うのですが、柏葉荘としてもショートステイという短期間お子さんをお預かりするシステムはサービスとしてあるのですけれども、やはり課税世帯では料金を払ってもらうことになっているのです。そうすると、そのお宅は無記名ですし、どちらの区からのお問い合わせかもわからないので、無料でという返答がなかなかできないのです。もしかすると、そういう声から虐待になってしまったりとか、うるさいので、しつけのために、静かにさせるためにそういうことが起きてしまわないようにやわらかく返事を書いたつもりでも、同じ方から2回、3回とメールはなかなか来ないのです。もちろん、いろいろな児童相談所や区の子育て支援の相談システムもご紹介するのですけれども、親の体制も子どもの権利を守るためには必要だなと思っています。

先日、道新に親をサポートしている施設の取組も出ていましたし、私たちもやはり家族の再生は絶対求められるところなので、力を尽くしているつもりですけれども、一般の方にどういうふうにつなげていったらいいのかが非常に悩みです。もちろん無記名の方ですし、メールを転送してもきっと同じような感じなのだろうなと考えたときに、親の権利を守ることが子どもの権利を守ることに繋がっていくのかなと思っています。今、私たちが話しているのは子ども中心のことなので、親御さんのほうにも目を向けていくにはどこのシステムで、どこの世代の方が話し合っているのかと思っているところでした。

○千葉委員長 今、K委員から子どもが抱えている問題については、親も問題を抱えている結果だろうということが提起されたかと思います。その点について、何かここで話をしたいと思われるようなことはありませんでしょうか。

○F委員 先ほどのK委員のご発言に関してです。

私も、ご指摘のように、子どもの抱えている問題を解決するには、まず、親へのサポート、ケアが不可欠だと思っています。では、親にどうアプローチするのかというところは、一つは実績をアピールすることは多少なりとも有効ではないかと考えています。

私も、先月、子どもを出産したのですけれども、全家庭に乳児訪問というのがありまして、私は毎回断っているのです。実は、保健センターの職員から嫌なことを言われたとか、とにかく評判が悪いのです。これは以前も申し上げたことがあるのですけれども、児童相談所に相談して子どもをばかにされたということはよく聞きます。

今まで私が子育てをしてきた中で、子どもが5人いますので、兄弟が多い分、行政職員の方と接触する頻度は高かったと思いますが、いい評判を聞いたことがあるのはアシストセンターだけなのです。そのアシストセンターの広報物を見ていると、スタッフの人柄のよさとか優しさ、明るい雰囲気や相談に乗っています、そして相談した結果、不登校で子どもが学校に行くのを渋っていたけれども、元気に通えるようになりましたとか、実績を示して相談につながられるような、相談してもらえそうな工夫がされているのです。その一方で、保健センターや児童相談所などの場合は、ただ、連絡先だけがつらつらと事務的に書いてある感じで、ここに相談することで何か状況が改善すると思えないのです。そこをうまく工夫してみるとよいのではないかと思います。

○千葉委員長 いい例と悪い例を示していただいたような感じですね。

去年あるいは一昨年あたりから、いわゆる子どもの貧困対策に対する取組が進められるようになってきています。札幌や北海道もやられているということですが、札幌の場合は、ある意味、北海道と重なっていてもいいはずなのですが、両者がそれぞればらばらにやられているのではないかというような気がしているのです。それに関して、いろいろな考え方を示そうとしているところは同一のはずなのですが、札幌市に対するものと北海道に対するものが果たしてきちんとリンクしているのかという心配を私はしているのです。

これはせっかくそれぞれでやられているのですから、もっとリンクさせるような方向で考え、何か結果を出していくということが求められるような気がします。子どもの貧困対策は、先ほどの例で行くと実は大人にも関わる問題ですから、リンクさせることによって、先ほどK委員が言われることについて、どうやっていったらいいかということを示すヒントにもなってくると思うのです。そういうことから、僕は貧困対策の取組にはすごく注目しているのです。

多分、そのあたりは事務局でもいろいろと考えられているのではないと思うのですけれども、子どもの貧困対策に関していうと、我々の委員会ではなくて別のところでやられ

ていますから、そちらとの関係で何かいい方向性を少しずつでも出していただくことがすごく大事になってくるし、K委員の悩みに対する解決の方向性を何か示すことにもつながってくるのではないかという気が私はしております。

さらに皆さん方から何か問題点、意見を出していただけたらありがたいなと思います。あのとき言っておけばよかったなんてことがないように、この場でも出していただければと思いますが、特にございませんか。

高校生委員の皆さん、全部出してしまいましたか、もっと言いたいことがあったら言ってみてください。

○I委員 質問です。

2ページ目の丸の五つ目の新たに実施した広報活動で、ドラッグストアやコンビニエンスストアで配布しているものですが、私も、先日、ファミリーマートに行ったときにイートインコーナーで見ました。レジの前など人目につきやすいところに置いてほしいとかそういうことは、コンビニやドラッグストアの人たちにお問い合わせするときに言っているのでしょうか。

○千葉委員長 今、質問という形で事務局に出されましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（河智調整担当係長） 子どもの権利救済事務局調整担当係長の河智でございます。

これを配布するときに、ドラッグストアもコンビニもそれぞれお店の事情が違いますので、ある程度、店長にお任せしなければならないということで、お問い合わせするときにそこまで細かく配架場所についてまではお願いしておりません。

私も、同じように時々ドラッグストアに行ったりして、これが目につきやすいところに置かれているのを見ると非常にうれしく思います。その辺は、ほかのアシストセンターのいろいろな広報活動も合わせ、お店の方々にもご理解をいただいて、大人の方、子どもの方の目につくようなところに置いていただくように今後も働きかけたいと思っております。

○千葉委員長 I委員、よろしいでしょうか。

J委員、どうぞ。

○J委員 3ページ目の丸の2個目のところで、多分、この研修というのは先生方だと思いますが、4行目のピア・サポートに関連することで、私の学校で生徒がピア・サポーターとして活動するという講演会がありました。ほかの学校はわからないのですが、生徒同士でサポーターが増えたらいいなと思いました。

○千葉委員長 生徒同士の間という意見ですね。

ほかはいかがでしょうか。

○H委員 それでは、学校現場のことで、14ページにあります子どもを受け止め、育む環境づくりで、これは意見とか質問というよりも、今、小学校で現状としてどういう取組を進めているかをお話しさせていただきたいと思います。

15ページにありますいじめ・不登校への対応ですが、もちろんこういうことには力を

入れて取り組んでおります。私は、今、小学校の校長会に入っているのですが、校長会の全国大会や指定都市の研究大会に参加したり仲間が行ったときに、手前みそな話になるかもしれませんが、全国の校長先生方からうらやましがられるのは、札幌の小学校の校長会はどうして教育委員会と力を合わせて取組を進めることができるのだろうかということだと思います。そういうことを考えてみたときに、例えば、学力の向上の問題が一時期話題になったかと思います。もちろん、今も当然そういうことをずっと続けて各小学校でも頑張っているのですけれども、札幌市の教育委員会では、学ぶ力を育成するためには、子どもの心を育てて、体力づくりもあわせてやることによって、学力の向上をしていくということで、学ぶ力の育成だけに目を向けずに、この三つをバランスよく取組を進めていくことを首尾一貫して校長会と連携してやっていこうということで声をかけていただいております。

例えば、5・6年生に関係して、皆さんはあまりご存じないかもしれませんが、今年から学ぶ力の育成ということで、算数に一ごプロジェクトと言いまして、25人を超えている学級に関しましては、もう一学級増やして、そこに人を配置して下さって、5・6年生の算数の授業をよりきめ細かく進めていく取組が始まっています。

それから、学ぶ力の育成プログラムを各学校でつくって進めているのですが、体力の向上も同じように、健やかな身体育成プログラムということで、例えば、学校の夢づくり支援事業などというものもございます。以前、私が勤務していた学校では、予算をある程度つけてくれて、縄跳びとか一輪車のようなもので子どもたちの体力づくりをできるようにしてくれたり、オリンピックやパラリンピックに関わる事業で大倉山のミュージアムに行けたり、あるいは、これはキャリア教育に近い部分もあるのですが、オリンピック・パラリンピックに出た選手の方を学校に派遣していただきましてお話をお伺いしたり、一緒に活動したようなこともあります。

それから、心に関する部分につきましては、ここには載っていないのですけれども、サッポロサタデースクールの取組というのがあります。このサタデースクールは、土曜日に何か補習授業だけをするのかと思いがちですが、もちろん、そういう補完的な授業でも構わないのですけれども、先ほど話題に出ておりました土曜日の子どもたちの居場所づくりということで、昨年度は27校ぐらいだったと思うのですが、今年はさらに40校ぐらいまで数が増えているのではないかと思います。そんなことで、各学校に予算づけがありまして、土曜日に子どもたちの居場所づくりをするに取り組んでいます。私が以前勤務した学校、それから、今の学校でもサタデースクールの取組をしているのですけれども、音楽関係、スポーツ関係、芸術関係のいろいろな取組をして活発に子どもたちが参加しています。地域の方や保護者の方、いろいろな講師の方と連携して子どもたちを育てていくような取組を進めております。

今、お話しさせていただいた学ぶ力と豊かな心、それから、健やかな身体をバランスよく地域の方や保護者の方と一緒に力を合わせて取組を進めていくことで全てが解決されるとは思わないのですけれども、子どものいろいろな権利が保障されて、活動する場が保障

されるということで応援していただいておりますので、各学校としてもこれからも力を合わせて、札幌市教育委員会と連携しながら進めていければと思っていますところでは。

今の現場の状況を少しお話しさせていただきました。

○千葉委員長 今、校長会と教育委員会の間が非常にうまくいっている結果、いろいろな意味でそれが子どもたちにいい影響を与えているというお話をされていたのではないかと思います。その点について、中学校のほうで何かありますか。

○橋本副委員長 成果指標について、先ほどからいろいろとご意見が出ているのですが、学校でも学校評価ということで、アンケートをとって数値を出し、その向上を目指しているという現状でございます。学校で妥当な設問項目を考えるのが難しいことなのですが、委員会でも20項目の指標を出してくださったりして大変参考になっていて、継続的にとることができると思っています。

学校では、特に限られた集団ですから、そのアンケートの中身をより子どもたちに戻しながら、子どもたちの様子を見ながら検討することになります。具体的に申し上げますと、子どもの権利が守られていると思う人の割合という設問については、大きく見れば上がることはいいことだろうと思うのですが、守られているかどうかということは、例えば、いじめとか貧困の苦しい状況にあったときに守ってくれたときに初めて守ってくれたと思うわけでありまして。いじめられてもいない、自由に伸び伸び生活しているときに、では、自分が守られていると思うかということ、そのこと自体を意識していないと思います。ですから、子どもの権利が守られていると思うという割合の理想が仮に100%だとすると、それだけ苦しい状況に置かれているということも一部ではあるのかなという目線を持たないと、私たち現場にいる者としては見落としてしまうのではないかと思います。行政と現場にいる者の見方というのは必ずしも一致しないと思うので、現場にいる者は一人一人の子どもに寄り添いながら、より裏にあるものも読み取りながら見ていかなければならないので、改めて指標の見方は難しいなと思いました。

もう一点は、中学校では、法務局の全国の人権作文コンテストというものがあって、先日も法務局から人権擁護委員の方と一緒に学校訪問して下さって案内されました。結論から言うと、都道府県の生徒数に対して何名の生徒が作文に応募したかという応募率は、札幌市も含めた北海道では7.7%です。この7.7%というのは、私たち現場にいる者にとっては妥当な、そうだろうなという数値です。これは締め切りが8月末ですけれども、多くの学校では夏休みが始まるときに、例えば、税の作文、読書感想文コンクールなど、二、三十件の案内を子どもたちに出して、その中から一つ選んで書いて出ささいという形で、子どもたちに選ばせるのが一般的かと思います。そうすると、大体、7.7%ぐらいは妥当だなと思います。特に人権作文は、原稿用紙が5枚ということで一番多いのです。一方で、税の作文は3枚ということで、特に作文の苦手な子は取り組みやすいなど、大体、そういう傾向でばらけているので、妥当かなと思います。

全国で一番割合が高いのが徳島県の80.4%です。北海道は47番目の7.7%です。

それらを並べてみて、北海道は人権について意識が低いのかということ、私はそうではないと思っています。道徳の時間で、例えば、いじめに関する題材を扱い、公平・公正、あるいは、性教育の中ではデートDVについて扱いながら、子どもたちはワークシートに感想を書いたりしておりました、その感想を作文用紙に書いて作文コンクールに出せば率自体は上がるわけです。私たち教育現場にいる者として、より教育的な効果としてワークシートがいいのか、あるいは、作文に書かせることがいいのか、その辺を判断しながらやっていかなければならないと案内を聞きながら改めて思ったところでございます。

指標のとり方というのは難しいなと改めて思いますし、数値を上げることばかりに目が捉われてしまうと本質を見失ってしまうかなとも思いながら今日の話をお聞かせいただきまして、明日からの学校の教育運営に生かしていきたいと思った次第です。

今日はありがとうございました。

○千葉委員長 今、橋本副委員長から話をいただきましたが、皆さん方、ほかに何かどうしてもここで言っておきたいことはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉委員長 それでは、ないということであれば、本日予定しておりました議題はこれ一つでございますので、話し合いはこの辺で終わりにしたいと思います。

そこで、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○事務局(辻岡子どもの権利推進課長) それでは、本日は、第4期最後の委員会になりますので、事務局を代表いたしまして、子ども育成部長より、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○事務局(有塚子ども育成部長) 子ども育成部長の有塚でございます。

本日は、本当にありがとうございます。

今回で、第4期最後ということで、私から、一言、ご挨拶させていただきます。

平成28年5月18日に第4期の第1回目の会議を開催させていただきました。これまで、2年間にわたりまして、今日ご協議いただきました子どもの権利の取組状況報告や、先ほど話題に出ておりましたけれども、札幌市の子どもの貧困対策につきまして、皆様には本当にいろいろなご意見をいただきました。昨年度末に無事に計画を策定することができまして、今年度からそれを現実に動かしていくことになっております。

本当にいろいろなご意見をいただきまして、この委員会で専門家の皆様、また、公募委員の皆様、それから、子どもを代表する高校生の皆さんにも参加していただきまして、日ごろからそれぞれの立場で感じられていることについてご意見いただきました。そういった中で、本当にこの2年間、いい活動ができたと思っております。札幌市といたしましても、皆様からいただきましたご意見を踏まえながら、今後、施策に生かしていきたいと考えております。

第4期としては今日で最後ということでございますけれども、委員から離れましても、札幌市の子どもの権利や貧困対策について、ぜひ普段から見ただきまして、今後とも

ご意見等をお寄せいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2年間、本当にどうもありがとうございました。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

ところで、今も部長から話がありましたけれども、委員の皆さんは本日をもって第4期の委員会としては活動を終えるわけです。何か最後に感想を一言お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、L委員からお願いいたします。

○L委員 2年間はとても早く過ぎました。私自身、全く知らないこともわかりましたし、こういう活動がこんなにされていることは知らなかったです。

日ごろ、思春期に関わる研究活動をしておりますけれども、やはり広報活動の大事さとか、それをどうやって循環させるかということで、先ほどの大人の問題も私も感じております。私は、大学生を相手にしていますけれども、大学生の問題を詰めていくと親御さんが職を失ったとか病気というところに行きつくことが多くて、子どもが自分で権利がとってうまくいかないところはあるのだな、それをどうしたらいいかなと思いつつながら2年間過ごしました。

本当に皆様のいろいろな意見、高校生の方の率直な意見も非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

○G委員 私は、最初に申し上げたとおり、公立学校事務職員として小・中学校に勤務しておりました。定年退職後も、小・中学校の学びのサポーターと中学校の相談支援パートナーを現在させていただいております。

また、高等学校のボランティア教師などもしていた経験もありまして、これからも元気なうちはずっとシニア世代のまちづくり参加ということで続けていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○H委員 私は、委員の任期としては1年間だったのですが、改めまして、本当にどのような取組をされているのかということがわかりました。それから、それぞれのお立場でご出席いただいている委員の方々の意見をお伺いして、学校現場として本当に考えさせられることもたくさんありました。そういうことを踏まえた上で、事務局サイドの方々がいろいろとご苦労されてつくられているものをこれから校長会の中で広げていったり、それから、一学校の校長としては自分の学校の子どもたちのために職員と力を合わせて頑張っていきたいと気持ちを新たにしたところです。

本当にどうもありがとうございました。

○K委員 柏葉荘は札幌にある施設ですが、札幌市の子どもの権利の方針にのっとった職員の育成とは全く違うところでやっていたので、指針ができたというか、私がいただいた資料は職員を育成するための一つの教材にもなりました。

それから、子どもたちがどんなふうに育っていったらいいのかということで、I委員

やJ委員のようなモデルの高校生が私の中にできて、こんなふう子どもたちが育ったら本当にすてきだよということが職員に伝えられるような会でもありましたので、私には非常に重要な会だったなと思えて、参加させていただきまして本当にありがとうございました。

○J委員 参加して、子どもの権利とはこういうものなのだとすることを改めて感じることができました。

ありがとうございました。

○I委員 私は、実際に自分が子どもの権利を持っているという自覚があまりなくて、でも、この委員会に2年間出て、いろいろな人の意見を聞いて、ここまでいろいろなことを考えて日々この取組をやっているのだなと思って、札幌市の子どもでよかったなと思います。

ありがとうございました。

○M委員 2年間どうもお世話になりました。ありがとうございました。

私も、現場は全く知りませんし、専門も子どものことはほとんど関係ないので、全て教えていただくことばかりでした。まだまだわからないことはたくさんあるのですけれども、この委員に加えていただいたおかげで、いろいろと本当に勉強になりました。

どうもありがとうございました。

○F委員 この2年間の委員会は、自分とは異なる立場の委員の方々のご意見が聞けて大変勉強になりました。中でも、高校生委員の方のご発言は、自分が高校生のころとはいろいろと状況が異なっているのだとか、自分が若いころにはこんなふうにしつかりとした発言をすることなんてできなかったらうとか、いろいろと興味深く感じながらご発言を伺っていました。

どうもありがとうございました。

○橋本副委員長 中学校の校長をしておりますので、現場にいる者として、今回のお話を聞きながら、改めて学校にはいじめや不登校などもあり、そういったことを少しでもよい方向に向かうべく、委員会、あるいは、先ほどの相談支援パートナーなど、地域の方々のお力もおかりしながら子どもたち一人一人が伸び伸びと明るく生活できるように努力してまいりたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に私から話をさせていただきます。

まず、委員の皆様が2年間にわたりまして、私の拙い進行にも関わらず、いろいろな思いあるいは考え方を出していただいたことに感謝を申し上げます。おかげで、私は、この委員会に出るのがいつも楽しみで、終わった後は非常に気分よく帰ることができました。

その結果、最終的には、子どもの権利の実現に役立つと思われるような提案をいろいろな点ですることができたのではないかと考えております。そのせいもあって、私は、よく

私の研究仲間から、札幌は、子どもの権利実現の点で、ほかに比べて一步先を進んでいる、そういった意味でうらやましいとよく言われていたのです。それだけ、皆さん方の意見は意義のあるものだったのです。皆さん、大いに自信を持ってください。

そういったことで進んできたわけでありますけれども、それもひとえに委員の皆さんの子どもの権利実現にかける思いというものがあつたからこそだと思っております。願わくは、その思いをこれからも引き続き持っていただければと私は強く願っております。

最後に、我々委員一同は、子どもの権利実現というものを思うあまり、事務局の皆さん方に対しては時々失礼な物言いをする場面もあつたかと思ひます。それにも関わらず、事務局の方々は、それにきちんと耐えまして大人の対応をしてくださいました。そういったこともあつて、さらに我々の考え方を進めることができたのだらうと思ひますので、その点も事務局の皆さん方に対して感謝を申し上げたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

それでは、私の挨拶はこれで終わりにいたします。

3. 閉 会

○千葉委員長 これです、最後になります。

皆さん方、この2年間の委員会ですいろいろと経験されたことを、今後いろいろな形で生かして前に進んでいただければと思ひます。

本当にありがとうございました。

以 上